

規則で定める特定化学物質（規則別表第20）

番号	物質名
1	アンモニア
2	塩素
3	クロルスルホン酸
4	五塩化りん
5	三塩化りん
6	ジメチルアミノエタノール
7	N,N-ジメチルエチルアミン
8	1,1-ジメチルグアニジン
9	テトラメチルエチレンジアミン
10	二酸化硫黄（燃烧生成物を除く。）
11	メタノール
12	硫化水素
13	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
14	りん化水素（別名ホスフィン）

施行期日 令和5年4月1日